

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」と「特別利子補給制度」の併用による実質的な無利子化融資のご案内

- ポイント1** 実質的な無利子化融資とは、日本公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の融資を受けた後、ご返済いただいた利子について、中小企業基盤整備機構から利子補給を受けることで、お客さまのご負担される利子が実質的に無利子になるというものです。
- ポイント2** 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、中小企業基盤整備機構が行う「特別利子補給制度」の、各々の要件を満たしていただく必要があります。
- ポイント3** 利子補給を受けるためには申請手続きが必要です。申請に必要な書類はご融資後に公庫から郵送いたします。

【国民生活事業】新型コロナウイルス感染症特別貸付		特別利子補給制度										
ご利用 いただける方	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかの要件に該当する方であって、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方 (1) 最近1ヵ月間等の売上または過去6ヵ月の平均売上高が、前3年のいずれかの年の同期と比較して、 <b>5%以上減少</b> (2) 業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月間等の売上高または過去6ヵ月の平均売上高が、次のいずれか(※)と比較して、 <b>5%以上減少</b> ①過去3ヵ月(最近1ヵ月含む。)の平均売上高 ②令和元年12月の売上高 ③令和元年10~12月の平均売上高 (※) 最近14日間以上1ヵ月間未満の任意の期間における売上高と比較する場合は、上記①~③の売上高を日割り計算し、当該期間に対応する日数を乗じて算出した売上高	左記の新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けている方であって、次のいずれかの要件に該当する方										
	資金の お使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>小規模企業者(※1)</td> <td>中小企業者(※1)</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>要件無し</td> <td>売上高▲20%以上(※2)</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>売上高▲15%以上(※2)</td> <td>売上高▲20%以上(※2)</td> </tr> </table>		小規模企業者(※1)	中小企業者(※1)	個人	要件無し	売上高▲20%以上(※2)	法人	売上高▲15%以上(※2)	売上高▲20%以上(※2)
	小規模企業者(※1)	中小企業者(※1)										
個人	要件無し	売上高▲20%以上(※2)										
法人	売上高▲15%以上(※2)	売上高▲20%以上(※2)										
融資限度額	別枠8,000万円	-		補給限度額								
ご返済期間 <据置期間>	設備資金：20年以内<うち5年以内> 運転資金：15年以内<うち5年以内>	左記の融資限度額のうち、6,000万円以下の部分		補給期間								
利率(年) (注)	6,000万円以下	当初3年間		補給率 (注)								
	6,000万円超	左記の6,000万円以下の部分にかかる「 <b>基準(災害) - 0.9%</b> 」の利子(支払利息)(※) (※)利息も含め公庫へ返済頂きますが、別途、最長3年間分の利子相当額を中小企業基盤整備機構から補給										
担保	無担保	-		-								
実施機関	日本政策金融公庫(国民生活事業)	中小企業基盤整備機構		実施機関								

(注) 令和3年1月4日時点での適用例(運転資金1,500万円・5年返済の場合)

【6,000万円以下の部分】当初3年間：0.36%、3年経過後：1.26% <当初3年間の利子相当額を中小企業基盤整備機構から補給し、実質的に無利子化>

※生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付も同様の取扱いです。

<特別利子補給制度に関するお問い合わせ先>

中小企業基盤整備機構 新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局【電話番号】0570-060515(平日・休日9:00~17:00)